解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年十二月十五日北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月六日

札幌市中央区旭ヶ丘五丁目六番五一号

財団法人北海道老年学研究協会

代表清算人　佐藤　保則

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年八月八日開催の臨時社員総会の決議並びに平成二十一年十一月十三日福岡県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月六日

福岡県福岡市早良区飯倉五丁目一六番五二号

医療法人眞武皮ふ科医院

清算人　眞武　秀壽

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十一年十月十四日北海道知事の認可により解散いたしましたので、当公社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月六日

北海道空知郡上富良野町大町二丁目二番一号

上富良野町土地開発公社

清算人　田浦　孝道

解散公告（第三回）

当法人は、昭和二十七年十月三日宗教法人法附則十七項の規定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月六日

富山県射水市海老江練合六〇六番地

宗教法人大玄精舎

清算人　長谷田明麿

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十一年十二月八日付石川県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月六日

石川県金沢市青草町八八番地

武蔵ヶ辻第四地区市街地再開発組合

代表清算人　小畑　四郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十一月三十日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月六日

静岡県掛川市倉真三四八九番地の二

社団法人金里組報徳社

代表清算人　松浦　光平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県一関市中里字沢田七八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　熊谷　正根

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月六日

岩手県一関市田村町三番二号上の橋ビル三階　相続財産管理人　弁護士　小原　恒之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県奥州市水沢区泉町八番、最後の住所岩手県奥州市水沢区泉町八番五号

被相続人　亡　千田　清治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月六日

岩手県奥州市水沢区大手町四丁目一八番地

相続財産管理人　弁護士　岩崎　裕彌

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県大船渡市三陸町綾里字野形三八番地四、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　坂本　徳太

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月六日

岩手県大船渡市猪川町字中井沢九番地一

相続財産管理人　熊谷　拓也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区石川町二丁目一四四番地、最後の住所茨城県桜川市亀岡九九二番地

被相続人　亡　宮田　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月六日

茨城県水戸市備前町六番八号カーサクワトロ二〇一号

相続財産管理人　弁護士　木名瀬修一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区関口一丁目六八番地、最後の住所茨城県牛久市小坂町一九二六番地の一三　被相続人　亡　篠　博孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月六日

茨城県龍ケ崎市四三三番地

相続財産管理人　黒田　松壽

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区福住一丁目一五番地四、最後の住所千葉県佐倉市井野一六〇八番地四アインズコート勝田台二一六号

被相続人　亡　伊藤甲己夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月六日

事務所千葉県佐倉市栄町一九番地五　京成サンコーポ佐倉四〇五号　湯川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　湯川　芳朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都清瀬市松山二丁目九八六番地、最後の住所東京都昭島市拝島町一丁目一七番一五号　被相続人　亡　宇都宮　治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月六日

東京都立川市曙町二丁目一七番六号朝日生命立川ビル四階赤沼法律事務所

相続財産管理人　弁護士　清水　光子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県小田原市国府津五丁目五番、最後の住所神奈川県平塚市宝町八番九―一一〇三号ライオンズマンション平塚宝町

被相続人　亡　宇津井　功

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月六日

神奈川県小田原市本町一丁目七番二〇号三の丸ビル　小田原三の丸法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中川裕貴子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県下新川郡入善町八幡七一四番地、最後の住所富山市藤木八三二番地一三

被相続人　亡　桐澤　幹夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月六日

富山市根塚町二丁目一番一号　宮本ビル二〇三号　浦田法律事務所

相続財産管理人　浦田　秀幸